

佐渡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議について

国は、令和2年度、市町村が後期高齢者に対して保健事業と介護予防を一体的に実施できるような法（高齢者の医療の確保に関する法律等）の整備を行いました。これは、医療・介護のレセプトデータや健診データなどを活用し、高齢者のニーズや特徴を踏まえた健康支援・相談等を行うことで、高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができる期間の延伸やQOL（生活の質）の維持向上を図ることを目的とするものです。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」）については、事業の企画段階から医療や福祉の関係団体と連携して取組むこととされており、佐渡市においては、「佐渡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議設置要綱」（令和3年4月告示）を策定し、関係機関等と連携して事業を推進しております。

本日の会議では、佐渡市における一体的実施が効果的かつ効率的に実施されるよう、事業計画・実施・評価について検討をお願いいたします。

図表1 佐渡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議 体系図

